

* 学校感染症の種類（学校保健安全法施行規則第 18 条）

第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H5N1 であるものに限る） * 上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症
第二種 感染症	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第三種 感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 * その他の感染症として考えられる疾患は、溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎（ウイルス性のもの）、ウイルス性肝炎など

* 出席停止の期間

○第一種感染症・・・治癒するまで。

○第二種感染症・・・次の期間まで。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない

インフルエンザ * 鳥インフルエンザ（H5N1）及び 新型インフルエンザを除く	<u>発症した後</u> 5日を経過し、かつ、 <u>解熱した後</u> 2日（幼児にあっては3日）を経過するまで 注)
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 注)
麻しん	<u>解熱した後</u> 3日を経過するまで 注)
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が <u>発現した後</u> 5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで 注)
風しん	発しんが消失するまで
水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が <u>消退した後</u> 2日を経過するまで 注)
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

注) 上記の「～した後」という表現においては、その事象が起きた翌日から1日目と数えること

○第三種感染症・・・病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

○その他

- ・第一種もしくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- ・第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。
- ・第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その発生状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。